

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 秋山眼科クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

(3) 設立認可年月日 平成8年9月19日

(4) 設立登記年月日 平成8年10月1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	秋山 和人	秋山眼科クリニック 管理者
理事	秋山 敬子	
同	秋山 雅人	
同	秋山 郁人	
同	秋山 澄	
監事	鉄本 浩一郎	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人秋山眼科 クリニック	長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7 号	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|------------|---------------------|
| 令和3年11月28日 | 令和2年度決算の決定 |
| | 令和3年度の役員報酬月額決定 |
| | 理事及び監事の重任 |
| 令和4年9月10日 | 会員権売却に関する決定 |
| 令和4年9月25日 | 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定 |

法人名 医療法人秋山眼科クリニック
 所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	19,578	I 流動負債	1,204
II 固定資産	106,842	II 固定負債	23,470
1 有形固定資産	27,465	負債合計	24,674
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	79,377	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	91,746
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	101,746
資産合計	126,420	負債・純資産合計	126,420

様式4-2

法人名 医療法人秋山眼科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

損 益 計 算 書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	106,463
2 事業費用	109,822
本来業務事業損失	3,359
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,359
II 事業外収益	11,926
III 事業外費用	12,472
経常利益	3,905
IV 特別利益	
V 特別損失	952
税引前当期純損失	4,857
法人税等	71
当期純損失	4,928

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人秋山眼科クリニック
 所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	126,420 千円
2. 負 債 額	24,674 千円
3. 純 資 産 額	101,746 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,578
B 固 定 資 産	106,842
C 資 産 合 計 (A+B)	126,420
D 負 債 合 計	24,674
E 純 資 産 (C-D)	101,746

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 秋山眼科クリニック

理事長 秋山 和人 殿

私は、医療法人秋山眼科クリニックの令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月19日

医療法人秋山眼科クリニック

監事 鉄本 浩一郎